



佐賀北支部研修会のお知らせ

【開催趣旨】

- ①この研修は、宅建業法第64条の6に基づいて行う研修であり、宅地建物取引業に従事する者、または従事しようとする者に対し、宅地建物取引業に関する知識及び能力の向上の為に実施いたします。
- ②会員以外（一般）の方も、関心のある方はどなたでも参加可能です。

【研修テーマ】

「2024年4月開始 相続登記の義務化について」

講 師：司法書士 藤尾 憲明 様

【日時・場所】

令和5年12月13日（水） 14：00～15：30 〔受付：13：30～〕

ゆめぷらっと小城 1階研修室

小城市小城町253-21

【受講対象者】

1. 本協会会員の宅地建物取引士及び業務従事者（会員以外も可）
2. これから宅建業に従事しようとしている方
3. 一般の方

【受講料】 無料

【申込方法】 参加希望の方は当日会場受付にお越しください。

【主催・お問合せ先】



佐賀県宅地建物取引業協会 佐賀北支部
(公社)全国宅地建物取引業保証協会 佐賀本部
TEL：0955-32-7120